

# 粗大ごみの出し方

## 粗大ごみの出し方

粗大ごみを出すときは、事前に指定業者へお問合せください。  
(有料:1品目500円) また、粗大ごみの収集申込受付は、  
**平日午前9時から午後4時**までとなります。(祝日を除く。)

※粗大ごみはクリーンセンターに直接搬入することもできますが、  
**ソファやマットレスは、金属部分を分別し、**搬入する必要があります。

(株)西原エコ・グリーン  
☎279-3742

## 申込時の確認内容

粗大ごみの収集申込の際には、以下の手順で内容を確認します。

- (1) ごみを出される方の住所・氏名・電話番号を確認します。
- (2) 出されるごみが、粗大ごみに該当するかお尋ねします。  
粗大ごみでない場合は、適切な排出方法をお知らせします。
- (3) 粗大ごみの収集に日時及び料金について打ち合わせします。
- (4) 収集日時に家の庭先等に粗大ごみを置き、業者が収集に来た際に料金を支払います。  
※収集時に料金をお支払いしていただきますので、必ず収集時の立ち合いが必要となります。

## 収集運搬手数料・収集できない品目

- 1品目につき500円です。
- 収集できない品目**については、以下のとおりです。

収集できない品目	処理方法
事業系廃棄物 ※1	ご自分で処理施設へ持ち込み 又は、村内許可業者へ委託。
産業廃棄物 ※2	産業廃棄物処理業者へ相談。
耐火金庫	産業廃棄物処理業者へ相談。
農業資材	産業廃棄物処理業者へ相談。
スレート	産業廃棄物処理業者へ相談。
断熱材	産業廃棄物処理業者へ相談。
タイヤ (自転車、バイク、農機具用等)	販売店又は、 産業廃棄物処理業者へ相談。
家電リサイクル法品目 (テレビ、洗濯機、冷蔵庫等)	郵便局でリサイクル券を購入後、 指定取引場所(九州産交運輸株 熊本センター)へ運搬。 ※詳細はごみカレンダーP22

- ※1 事業系廃棄物とは…事業活動で生じた廃棄物で産業廃棄物以外のもの
  - ※2 産業廃棄物とは…事業活動で生じた廃棄物で法で規定された20種のもの
- ※表の品目以外にも収集できない物があります。ご不明な場合はお問い合わせください。

【お問合せ先】 役場 保健衛生課 096-279-4397